

雇児発 0805 第 4 号
社援発 0805 第 7 号
老発 0805 第 25 号
平成 27 年 8 月 5 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

社会・援護局長

老 健 局 長

(公 印 省 略)

「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」の一部改正について

社会福祉法人に対する指導監査等については、「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」（平成 13 年 7 月 23 日雇児発第 487 号、社援発第 1274 号、老発第 273 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）により定められておりますが、今般、別添のとおり改正し、平成 27 年 4 月 1 日から適用することといたしました。

各都道府県、指定都市及び中核市におかれましては、下記に示した本通知の改正の趣旨・内容等を御了知いただき、適切な法人指導監査等に当たっていただくとともに、都道府県におかれましては、貴管内の市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対して周知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項の規定に基づく都道府県及び市が法定受託事務を処理するに当たり、よるべき基準として発出するものであることを併せて通知します。

記

第1. 改正の趣旨

平成27年4月1日から施行する子ども・子育て支援新制度において、新たに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第10項に規定する小規模保育事業（利用定員が10人以上であるものに限る。以下同じ。）及び同条第13項に規定する病児保育事業並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園が第二種社会福祉事業に位置付けられるとともに、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第1号の利用者支援事業については、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第2号に規定する「児童の福祉の増進について相談に応ずる事業」として第二種社会福祉事業に位置づけられ、「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日付厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）が改正されることに伴い、必要な見直しを行うもの。

第2. 主な改正内容等

「社会福祉法人の認可について」が改正され、評議員会の設置が免除される事業として、保育所を経営する事業のほかに、新たに、幼保連携型認定こども園を経営する事業及び小規模保育事業が追加され、また、これらの事業と併せて行うことができる事業に病児保育事業及び利用者支援事業が追加されることに伴い、社会福祉法人指導監査要綱における評議員・評議員会の指導監査事項についても同様の見直しを行うこととする。

第3. 適用日

平成27年4月1日

改正後				改正前			
〔別添〕 社会福祉法人指導監査要綱				〔別添〕 社会福祉法人指導監査要綱			
項目	指導監査事項	備考	根拠	項目	指導監査事項	備考	根拠
6 評議員・ 評議員会	1 評議員会を設けること。ただし、次に掲げる事業のみを行う法人については、この限りでない。 ① 都道府県又は市町村が福祉サービスを必要とする者について措置をとる社会福祉事業 ② <u>保育所若しくは幼保連携型認定こども園を</u> 経営する事業又は小規模保育事業(保育所若しくは幼保連携型認定こども園を経営する事業又は小規模保育事業と併せて行う <u>地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び利用者支援事業</u> のいずれか又は複数の事業を含む。) ③ 介護保険事業		審査基準第3-4-(1)、(2) 定款準則第12条備考一(評議員会)の条備考(1) 審査要領第3-(4)	6 評議員・ 評議員会	1 評議員会を設けること。ただし、次に掲げる事業のみを行う法人については、この限りでない。 ① 都道府県又は市町村が福祉サービスを必要とする者について措置をとる社会福祉事業 ② 保育所を経営する事業(保育所を営する事業と併せて行う子育て支援拠点事業と一時預かり事業のいずれか又は <u>両方</u> の事業を含む。) ③ 介護保険事業		審査基準第3-4-(1)、(2) 定款準則第12条備考一(評議員会)の条備考(1) 審査要領第3-(4)